

## 筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告

下記の筆界特定の手続に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第245条第4項の規定により、公告する。

令和7年5月30日

名古屋法務局筆界特定登記官

記

### 筆界特定手続の表示

手続番号	令和6年第51号
対象土地	名古屋市中村区宮塚町25番 名古屋市中村区宮塚町12番